

国保税、減免申請サポート会」開催 税金が高すぎて払えん…!

それぞれの市役所で、国保税の年税額が決定し、支払いが発生しています。会員の中から「とても高すぎて払えない！」と言う悲鳴が聞こえてきます。昨年の所得金額に基づいて計算される事から、特に飲食業界を中心に新型コロナ対策のため「休業・営業時間短縮」要請がされ、それに対する「協力金」の入金があったからです。

本業はダメでも「協力金」の雑収入に課税される 納めるのは「協力金」制度がなくなった今年!

(申請の条件)

- ・コロナ減税～本業のみの売上で比較して30%以上の減少
- ・一般的な低所得減税～協力金含めて所得が1/2以上の減少

◎日時 10月13日(水)・14日(金)

時間は午前10時～12時 午後1時30分～3時

◎会場 民商事務所

<用意するもの> 売上や所得を比較しよう!

- ・令和3年度分申告書と決算書(収支内訳書)
- ・今年の「売上帳」(1月～現在)

*必ず日にちの事前予約をお願いします。

共済会からのお知らせ

コロナ感染での申請、忘れてないですか?

民商共済会は、新型コロナの感染も給付の対象としています。例えば、「子供が外で感染して一家に再感染」「同居の彼女が陽性で自分も検査して感染」等々です。

愛知県下では496件(2021・2～2022・9)の申請件数で、刈谷民商でも13件となっています。

- ・陽性が判明～「自宅療養」でも「入院見舞金」を請求
- ・陰性でも「濃厚接触者」～「安静加療見舞金」を請求

まだ加入されていない方、今が加入のチャンス!



刈谷税務署が本格調査に着手

新型コロナ感染が治まりかけた今、刈谷税務署は7月の人事異動後より税務調査(法人・個人)に着手し始めました。

私たちの身の回りで「困ったなあ!」と一人で悩んでいる業者がいたら、「民商で相談したら」と声をかけて下さい。

○法人の会員

労働保険への加入で入会し、決算は税理士に依頼。「初めての調査です。何がどうすすむのか、心配です」

○個人の会員

先日、初めて担当者とお会う。「自分の勘違いをすごい勢いで指摘されてドキドキでした。周りの励ましをもらいながら、最後まで頑張ります。」

○個人の元会員

本年度から知り合いの税理士に申告を依頼した元会員。「申告の確認だって。これって調査なの?」と心配しながら電話連絡。



<税理士法人 あいち税経 川澄税理士からの情報>

税務調査も本格化してきています。そこで、税務署の現場はどうなのか?

- ・税金のとれる事案。増差所得より増差税額に。
- ・調査件数は増加傾向です。
- ・リスクマネジメント…10段階で評価し10から6のリスクの高いものを中心に選定する。やらない時はその理由を求められる。
- ・消費税の還付は特に注意して見ている。名古屋国税局の消費税課の指導を仰いでいる。
- ・一般部門は経験の少ない若手が多いので、特官部門に人員を厚くして、調査の充実を図っている。

10月度「何でも相談会」のお知らせ

10月の開催は下記の日程となります。ご希望の方は、必ず事前予約の上お出で下さい。

◎日時 10月8日(土)

午後1時30分～3時

*会場は、民商事務所です。相談料無料!